

策定

国土強靱化地域計画 ■ 屋内退避・避難誘導に関する基本方針

村では、大規模な自然災害等から住民の生命や財産を守り、地域への致命的な被害を回避し、速やかな復旧復興につなげるための施策を定めた「東海村国土強靱化地域計画」と、試験研究炉等において原子力災害が発生した場合に、村民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施するために必要な事項を定めた「試験研究炉等における原子力災害に備えた東海村屋内退避及び避難誘導に関する基本方針」を策定しましたので、その概要をご紹介します。なお、詳細は村公式ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】防災原子力安全課消防防災・原子力安全担当(☎282-1711 内線1523・1525)

「東海村国土強靱化地域計画」

——大規模自然災害等から、速やかな復旧復興へ

国土強靱化とは、大規模災害等から、人命を守ると同時に、経済社会への被害が致命的なものとならないよう迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築する等の継続的な取り組みです。

国や県との整合性を図り、計画的に推進

本計画は、国の「国土強靱化基本計画」や、「茨城県国土強靱化計画」との整合性を図りつつ、村の「第6次総合計画」の防災に関わる主な取り組みや「地域防災計画」での取り組みを計画的に推進する上での指針となるものです。計画期間は、令和3年度～7年度の5年間で、期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すなど、柔軟に対応します。

「東海村地域防災計画」との違い

地域防災計画は、風水害や地震などに対応した防災に関する業務等を定めており、災害対策を実施する上での予防や発生後の応急対策、復旧等に視点を置いた計画です。一方、本計画は、平常時の備えを中心に、

まちづくりの視点も合わせたハード・ソフト両面での包括的な計画であり、それぞれが自然災害の発生前後において必要とされる対応について定めています。

想定するリスクは「大規模自然災害」

本計画において想定するリスクは、国や県の計画が大規模自然災害を想定していることを踏まえ、当面、大規模自然災害とします。

なお、自然災害に起因する原子力災害への対応も必要なことから、地域防災計画(原子力災害対策計画編)や広域避難計画等の見直しを並行して進めます。

体系的な計画体制等

想定するリスクを踏まえ、「基本目標」、基本目標を達成するための「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しています。これらに対応するため、115の取り組みを定め、本村の強靱化を進めます。また、本計画に基づく取り組みを確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握することとします。

基本目標

- ①人命の保護を最大限図ります
- ②村の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします
- ③住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります
- ④迅速な復旧復興を図ります

事前に備えるべき目標

▶基本目標を達成するための8つの「事前に備えるべき目標」を設定。

1. 自然災害による直接死を最大限防ぐ
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (ほか、6項目)

起きてはならない最悪の事態

▶事前に備えるべき目標を踏まえ、37の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定。それに対応する、115の取り組みを設定し、本村の強靱化を進めます。

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	取り組み内容
公共建築物や民間建築物の倒壊による多数の死傷者の発生	公共建築物の耐震化等
食料・飲料水、電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止	水道施設の耐震化、非常用備蓄の促進

(一部抜粋)

放射線の影響を最小限に抑えるために

「試験研究炉等における原子力災害に備えた 東海村屋内退避及び避難誘導に関する基本方針」

国の原子力災害対策指針の改正により、本村に立地する一部の原子力施設に「原子力災害対策重点区域（UPZ）」が設定されました。このため、村では、試験研究炉等の対象施設で原子力災害が発生した場合に、村民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実に実施できるように、必要な事項を定めた基本方針を策定しました。

基本方針が定めるポイント

避難先について▼原子力事業所・施設ごとに原子力災害対策重点区域の範囲（下表参照）に違いがあるため、それぞれ異なる避難先を設定防護措置について▼自宅等で屋内退

避を実施した上で、基準値を超える空間放射線量率が確認された地域の村民が避難等を実施感染症対策について▼感染拡大予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等を実施（受付でのマスク着用確認・手指消毒の徹底・健康状態の確認等）

日本原子力発電株式会社東海第二発電所に係る「原子力災害対策重点区域」は、「PAZ」および、「UPZ」が設定されています。本村全域は東海第二発電所のPAZでもあるため、基本方針とは異なる防護措置も必要であることから、別途「広域避難計画」を策定する予定です。

原子力災害対策重点区域とは

国の原子力災害対策指針により、原子力災害の影響がおよぶ可能性がある地域は、あらかじめ重点的に原子力災害に特有な対策を講じる必要があるとして、原子力施設の種類や出力、核燃料物質の最大取扱量に応じた区域が設定されています。

■予防的防護措置を準備する区域（PAZ）

放射線による確定的影響を回避または最小限に抑えるため、放射性物質が環境へ放出される前に、住民の避難や安定ヨウ素剤の服用などの予防的防護措置を行う区域。

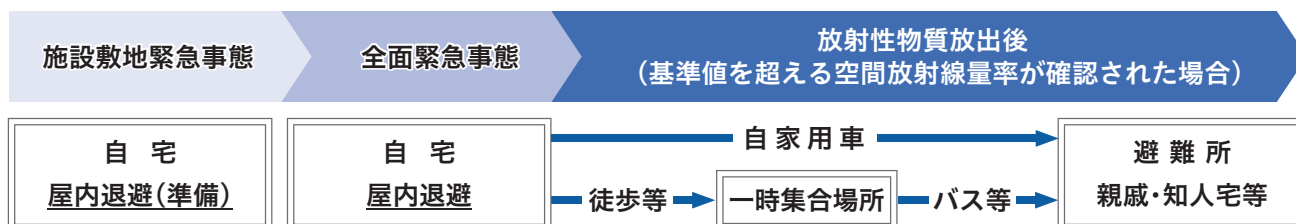
■緊急防護措置を準備する区域（UPZ）

放射線による確率的影響のリスクを低減するため、放射性物質が環境へ放出される前に屋内退避を行い、基準値を超える空間放射線量率が確認された地域が、避難や安定ヨウ素剤の服用などの防護措置を行う区域。

【基本方針の対象となる原子力事業所・施設、重点区域の範囲、地区、避難先一覧】

原子力事業所・施設		重点区域（UPZ）の範囲	地 区	避難先
原子力科学研究所	試験研究用等原子炉施設（JRR-3）	約5キロメートル	全行政区	日立市、常陸太田市、那珂市
	試験研究用等原子炉施設（JRR-4）	約500メートル	宿区、真崎区	村内（重点区域外）
核燃料サイクル工学研究所	再処理施設（東海再処理施設）	約5キロメートル	全行政区	日立市、常陸太田市、那珂市
原子力燃料工業（株）東海事業所	加工施設	約500メートル	押延区、緑ヶ丘区、須和間区、川根区	村内（重点区域外）
三菱原子燃料（株）	加工施設	約1キロメートル	船場区、舟石川一区、外宿一区	村内（重点区域外）、常陸太田市

【避難の流れ】



重点区域の対象となる地区では、施設敷地緊急事態の段階で、屋内退避の準備を開始し、全面緊急事態の段階において、屋内退避を開始します。放射性物質放出後、基準値を超える空間放射線量率が確認された場合は、原則、自家用車による避難または一時移転を開始します。